

保護者の皆様へ

令和5年度特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

多可町教育委員会

多可町では、町立小・中学校の特別支援学級に在籍しているお子さんの保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

特別支援教育就学奨励費の援助を希望される方は、下記の提出期限までに申請に必要な書類を提出してください。

提出書類

①特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

※別紙の「記入上の注意事項」を参照してください。

※奨励費の振込口座について、保護者名義の口座を希望される場合は「収入額・需要額調書」左上の「保護者(申請者)氏名」欄に振込口座名義人の氏名をご記入ください。

②同意書

※令和5年1月1日に多可町に住所がない場合は、居住されていた市町村で世帯全員分の「令和5年度(令和4年中)町県民税所得課税証明書(原本)」を取り寄せて提出してください。

提出期限

令和5年6月9日(金)

- ・各学校または教育委員会(教育総務課)に提出してください。
- ・就学援助制度を申請される場合は、提出不要です。
- ・受給を辞退される場合は、辞退届を提出してください(用紙は学校にあります)。

認定後の手続き

審査の結果は、6月下旬に学校を通じてお知らせします。

(支弁区分Ⅰ・Ⅱについては認定となり、支弁区分Ⅲについては不認定となります。)

支弁区分・支給額・支給時期は、裏面をご覧ください。

新1年生に支給する「新入学児童生徒学用品・通学用品費」については、実際に購入された用品の一覧表の提出が必要です。該当者には、認定後にご案内します。

また、「学用品費・通学用品費」についても、学校に納めていただいた学年費の金額によっては、購入物一覧表を提出していただく場合があります。その際は、3月に学校からご案内します。

同意書を提出していただくことにより、
世帯の所得・課税証明書の提出が不要になりました。ご注意ください。

支弁区分について

国から示された算定方法を用いて、世帯の経済状況(収入額など)や世帯構成(人数や年齢など)に応じて支弁区分を決定します。

第Ⅰ区分…世帯の所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯

第Ⅱ区分…世帯の所得が生活保護基準の1.50倍以上2.50倍未満の世帯

第Ⅲ区分…世帯の所得が生活保護基準の2.50倍以上の世帯

項 目	小学校		中学校	
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分
学用品費・通学用品費	上限5,820円 (実費の1/2)		上限11,370円 (実費の1/2)	
新入学児童生徒学用品・通学用品費	上限25,555円 (実費の1/2)		上限30,490円 (実費の1/2)	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	上限800円 (実費の1/2)		上限1,155円 (実費の1/2)	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	上限1,845円 (実費の1/2)		上限3,105円 (実費の1/2)	
修学旅行費	上限10,790円 (実費の1/2)		上限28,860円 (実費の1/2)	
オンライン学習通信費 ※世帯への支給となります。	上限7,000円 (実費の1/2)	支給なし	上限7,000円 (実費の1/2)	支給なし
学校給食費	実費半額 (基本月額2,100円)		実費半額 (基本月額2,250円)	

※校外活動費・修学旅行費は、実施の学期末に支給します(原則)。

その他は、月割りにして学期末(7月31日、12月11日、3月11日)に支給します。

※学校給食費は学校長に支給し、学校から学校給食センターに納付します。4～6月分の学校給食費は、7月31日に半額分を返還します。

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

1. この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものですので、正確にありのままを記入してください。
2. 調書については、裏面<記入方法>を参考に、太枠網掛け内の項目について記入してください。
3. 住所については、この調書を提出するときの住所とし、前年(令和4年)12月31日の住所と異なる場合は()内に前年(令和4年)12月31日の住所を記入してください。
4. 世帯の状況の欄は、前年(令和4年)12月31日の世帯の状況を記入してください。
したがって、「年齢」、「在学学校名、学年(特別支援学級通学の有無)」欄も前年(令和4年)12月31日の状況を記入することとなります。
5. 同意書を添付してください。(世帯全員の「町県民税所得課税証明書」の提出は不要です。)※ただし、令和5年1月1日に多可町に住所がない場合は、居住されていた市町村で、世帯全員分の「令和5年度(令和4年中)町県民税所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。
6. 本制度の受給を辞退される場合は、学校に備えている「辞退届」を提出してください。なお、その場合は「収入額・需要額調書」を提出する必要はありません。
7. 問合せ先
各小学校・中学校 または
多可町教育委員会(教育総務課) 電話：0795-32-2384